

## 愛知県水防計画の変更（案）要旨について

### 1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、水防団等の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

### 2 平成27年度愛知県水防計画の主要な変更点

#### (1) 直轄河川洪水予報に係る基準水位の変更

平成27年4月1日より、木曾川、長良川、矢作川、豊川において洪水予報に係る基準水位（はん濫危険水位等）が変更されたため、これを反映した。

#### (2) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更した。

平成27年度重要水防箇所集計表

	平成27年度		平成26年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減		
	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	
河川	国	661	310	667	314	17	9	11	5	▲6	▲4
	県	393	140	404	138	16	4	5	6	▲11	2
	市町村	127	82	127	82	0	0	0	0	0	0
	小計	1,181	532	1,198	534	33	13	16	11	▲17	▲2
海岸	18	18	25	23	7	5	0	0	▲7	▲5	
ため池	210	16	177	12	12	1	45	5	33	4	
合計	1,409	566	1,400	569	52	19	61	16	9	▲3	

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（法7条1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（法7条4項）。